その他の利子については一〇パーセントを超えない税率により行われる。使用料に対する源泉地国における課税は、一定の設備の使用又は使用の権利に対する使用料に対しては二パーセントを超えない税率により行われ、その他の使用料に対しては一〇パーセントを超えない税率により行われる。（第一〇条～第一二条関係）

5　不動産、不動産化体株式、恒久的施設の事業用資産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することができる。その他の財産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地国においてのみ課税することができる。（第一三条関係）

6　一方の締約国の居住者が自由職業等の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国の居住者がその勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、その勤務が他方の締約国内において行われる場合にのみ当該他方の締約国において課税することができる。法人の役員報酬に対しては、当該法人の居住地国において課税することができる。一方の締約国の居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において課税することができる。（第一四条～第一七条関係）

7　退職年金等に対しては、受領者の居住地国においてのみ課税することができる。一方の締約国等に対して提供される役務につき支払われる報酬に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者が受け取る一定の給付に対しては、当該一方の締約国における課税が免除される。（第一八条～第二〇条関係）

8　この条約の各条に規定がない所得に対しては、源泉地国においても課税することができる。（第二一条関係）

9　取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。第三国に所在する恒久的施設に帰せられる所得について、居住地国及び当該第三国において納付される租税の額が一定の額に満たない場合等には、条約の特典は与えられない。（第二二条関係）

10　日本国の居住者が納付するチリ共和国の租税の額は、日本国の租税の額から控除する。チリ共和国の居住者が納付する日本国の租税の額は、チリ共和国の租税の額から控除する。一方の締約国の国民及び企業は、他方の締約国において、租税に関し、同様の状況にある当該他方の締約国の国民及び同様の活動を行う当該他方の締約国の企業よりも不利に取り扱われない。（第二三条及び第二四条関係）

11　両締約国の権限のある当局は、納税者の申立てに係る事案及びこの条約の適用等に関する問題を合意によって解決するよう努める。納税者から申し立てられた事案について、二年以内に両締約国の権限のある当局間で解決することができない場合において、両締約国の権限のある当局が合意するときは、納税者の要請により仲裁に付託することができる。（第二五条関係）

12　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。（第二六条関係）

13　この条約は、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼさない。（第二七条関係）

14　この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならず、その承認を通知する外交上の公文の交換の日に効力を生ずる。また、この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。（第二九条及び第三〇条関係）

15　チリ共和国が他の条約において追加税の適用を制限する場合には、両締約国は、この条約を改正することを目的として協議する。チリ共和国が他の条約において利子若しくは使用料に対する課税をこの条約の規定に基づく課税よりも低いものに制限する場合又は譲渡収益に対する課税をより制限する場合には、両締約国は、この条約を改正することを目的として協議する。（議定書関係）

条　約

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

条約第十七号

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約

日本国及びチリ共和国は、

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関し、脱税又は租税回避を通じた非課税又は課税の軽減（第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁（あさ）りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条　対象となる者

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

2　この条約の適用上、いずれか一方の締約国の租税に関する法令の下において全面的に若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。この2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国が当該一方の締約国の居住者に対して租税を課する権利をいかなる態様においても制限するものと解してはならない。この2の規定の適用上、「課税上存在しない」とは、一方の締約国の法令の下において、団体又は仕組みの所得の全部又は一部について、当該所得の全部又は一部が当該団体又は仕組みによって当該団体又は仕組みの持分を有する者に分配されるか否かを問わず、当該所得の全部又は一部が生じた時において当該者が当該所得の全部又は一部を直接に取得したものとして、当該団体又は仕組みに対してではなく、当該者に対して租税が課される場合をいう。

第二条　対象となる租税

1　この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

(a)　日本国については、

(i)　所得税
(ii)　法人税
(iii)　復興特別所得税
(iv)　地方法人税
(v)　住民税

（以下「日本国の租税」という。）

(b)　チリについては、所得税法に基づいて課される租税（以下「チリの租税」という。）

2　この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。